

合併新法における優遇措置

合併推進債・普通交付税の合併算定替



合併特例新法では、合併に伴う障害を取り除くための財政措置として、合併推進債の発行や普通交付税の算定特例などが規定されています。

この財政措置は、期限内に合併した市町村に適用され、財政基盤の強化が図られます。

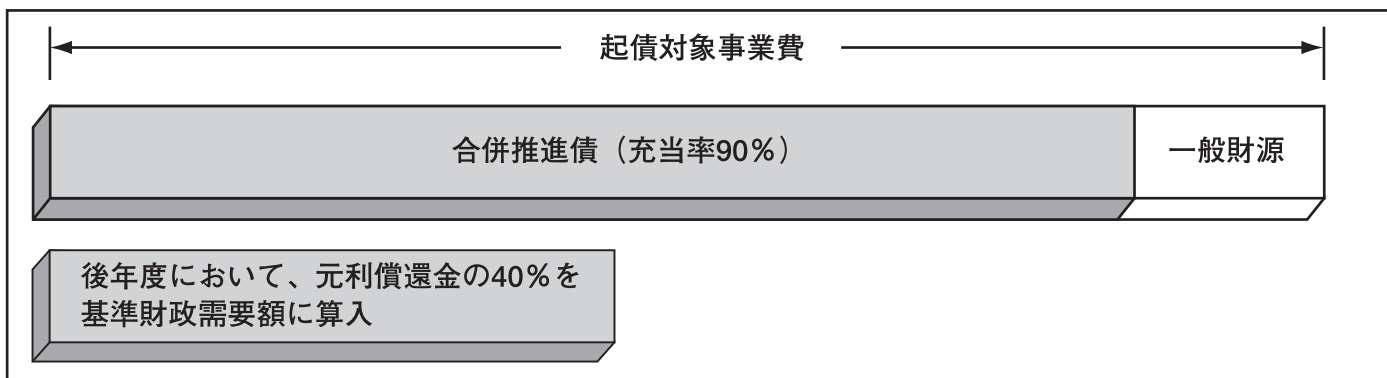
合併推進債

合併をする市町村が、合併前に一体的に実施する事業や、合併後のまちづくりのための事業を実施する場合、「合併推進債」を発行してその財源を借り入れることができます。

対象となる主な事業

- ・ 合併市町村間の道路・橋・トンネルの整備事業
- ・ 本庁舎などの整備事業
- ・ 消防防災施設の整備事業
- ・ 保育所、子育て支援施設などの整備事業
- ・ 公共施設の統廃合による施設の整備事業など

合併推進債に係る元利償還金（借入金の返済金）は、普通交付税の算定において基準財政需要額に必要経費として算入されます。



普通交付税額の特例

普通交付税は、基準財政収入額（標準的な状態において見込まれる収入）と、基準財政需要額（合理的で妥当な水準における行政を行うための経費）を計算し、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る場合に交付されます。

市町村合併が行われた場合、さまざまな経費の削減を前提として基準財政需要額を算定することになり、通常は基準財政需要額が減少し、その結果普通交付税額が減少することになります。

合併特例新法では、合併した市町村の財政運営に支障が生じることがないように「合併算定替」の制度が設けられています。

合併算定替

合併前の市町村がそのまま存続しているものとみなして計算され、平成21年度に合併した場合、普通交付税額が合併後5か年度補償され、さらにその後5か年度で激変緩和措置が適用されます。

平成20年度の普通交付税額において、合併算定替の適用により秩父市では約12億5千万円、小鹿野町では約3億4千万円が増額となっています。

